

原発立地または近接道府県の 原子力防災計画の分析

—初期被ばく医療機関の視点より—

市立八幡浜総合病院 救急部
○越智元郎、川口久美、宮谷理恵



【背景】

- 福島原発事故において、20km圏内の患者約840人が避難する間に数十人が死亡。その原因として、座位を取れない患者をもバスなどで長時間移動させたこと、受け入れ先が決まらなかつたことなどが上げられている。
- 原発事故時の要援護者の避難計画については各自治体で策定中であるが、原発直近の初期被ばく医療機関の立場からは、搬送手段の確保と受け入れ先確保についての記載が気掛かりである。

【方法】

国が求める2013年3月18日までに原子力防災計画を策定し、その後ウェブ収載した道府県の原子力防災計画において、要援護者の搬送手段確保と受け入れ先確保をどの機関が行うように記載されているかを調べた。

・
・

参考：原子力防災計画の策定期限

(原子力規制委員会集計、愛媛新聞H25.3.20より)

1) 策定期限の3月18日までに策定

- ・北海道、青森、宮城、新潟、静岡、岐阜、滋賀、京都、鳥取、島根、愛媛、福岡、長崎(62%)
- ・57市町村(42%)

2) 3月中

- ・福島、茨城、石川、山口、佐賀、鹿児島(29%)
- ・34市町村(25%)

3) 4月中

- ・富山(5%)
- ・18市町村(13%)

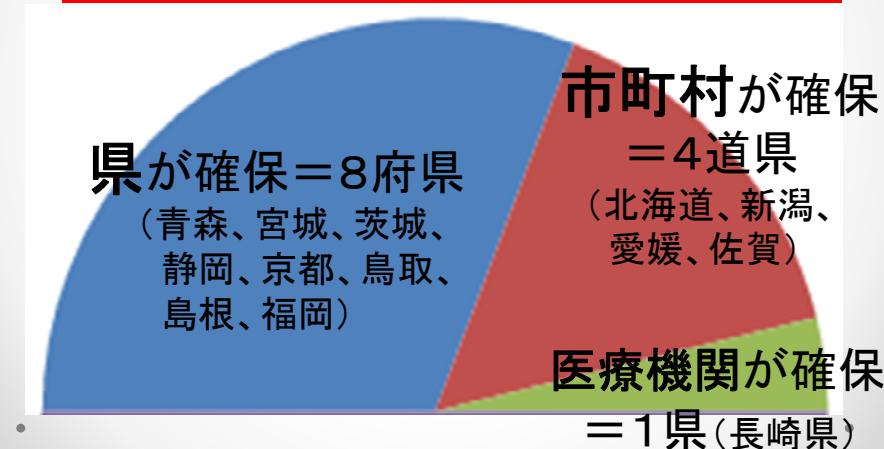
4) 5月以降または未定

- ・福井(5%)
- ・27市町村(20%)

【結果】

20道府県が4月末までに計画を策定。内5月4日時点にウェブ上で計画を確認できた13道府県の状況

1)要援護者の搬送手段の確保



2)受け入れ先の確保



入院患者など要援護者の搬送手段と受け入れ先の確保

★内閣府、「地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(県分)」と同記載

道府県	搬送手段	転院・収容先
北海道	市町村(道は支援)	道は調整方法を事前に定めておく
青森	県が患者の移送に必要な資機材の確保等についての避難計画を作成	県は調整方法を事前に定めておく
宮城	県が要援護者に限らず、運輸・搬送全般を実施	県は国・医師会等と協力し調整
茨城	県が市町村等に対し資機材車両を整備するよう助言・指導	県は調整方法を事前に定めておく
新潟	市町村が緊急時の配車などを事前に計画	県は相互受入等の協力体制を整備
静岡	県が市に整備するよう助言	県は調整方法を事前に定めておく

入院患者など要援護者の搬送手段と受け入れ先の確保

★内閣府、「地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(県分)」と同記載

道府県	搬送手段	転院・収容先
京都	府が市町村や隣接府県に支援を要請して確保	記載なし
鳥取	県が広域避難用の車両等を確保	県は調整方法を事前に定めておく
島根	バス等の避難手段は県が国等の協力を得て確保(松江市及び関係周辺3市と連携して確保)	記載なし
愛媛	市町が配慮	記載なし
福岡	県が確保し計画する	災害拠点病院を中心に県が確保
佐賀	市町は避難方法に関し日頃から住民に周知	県は調整方法を事前に定めておく
長崎	施設が定める(県・市が支援)	記載なし

【考察】

1. 愛媛県のように

- 市町村に搬送手段確保の主体を置き、また
- 収容先確保の責任主体を定めない

府県がみられた。

2. そして、市立八幡浜総合病院のように

- 具体的な搬送手段を提示されず、また
- 入院患者転送先候補として事前協議に応じる病院などを見出せない

初期被ばく医療機関や市町村は少なくないのではないか。

【結論】

県や市町村が原子力防災計画の細則を定めて行く中で、**入院患者等の被ばく避難に関して、具体的で実効性のある事前計画を定めて行くこと**を期待する。